

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 21 年 6 月 12 日

株主の皆様へ

東京都品川区南大井六丁目 25 番 3 号
日本通信株式会社
代表取締役社長 三田 聖二

当社は、平成 21 年 5 月 25 日開催の定時取締役会において、平成 21 年 7 月 1 日付をもって当社普通株式 1 株を 5 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 21 年 6 月 30 日と定めましたので、公告いたします。

また、上記株式分割に伴い、当社の発行可能株式総数も 1 : 5 の割合で増加させるため、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 21 年 7 月 1 日をもって当社定款第 5 条の発行可能株式総数を 870,000 株から 4,350,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割によるご所有株式に関するご案内は、平成 21 年 8 月上旬にお届出ご住所にお送りいたします。
2. 平成 21 年 7 月 1 日付で、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお問い合わせください。

特別口座管理機関 三菱 UFJ 信託銀行株式会社

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-232-711 (通話料無料)